

令和4年10月31日

広島地方裁判所民事第3部合3ア係 御中

陳述書

(氏名)

福田 司

- 1 私は、平成15年11月に三ツ輪エアサービス株式会社(以下「当社」といいます。)に入社しました。私は現在、釧路空港営業所の係長を務めており、釧路空港において、カウンター、手荷物受託、保安検査場、ゲート業務等の旅客一般業務に関する指示を行う旅客責任者及び運航業務を担当するステーションコンロトローラーとして勤務しています。
- 2 令和4年2月6日、被告株式会社AIRDO(以下「被告AIRDO」といいます。)が運航する航空便(AIRDO72便、午前9時50分釧路空港発、羽田空港行。以下「本件航空機」といいます。)に原告と高橋清隆氏(以下「高橋氏」といい、原告と合わせて以下「原告ら」といいます。)が搭乗しましたが、機内における原告らの様子について、以下述べます。
- 3 私は、当日、午前9時50分頃に出社しました。出社した際、周囲が落ち着かない様子であったため、何があったのか確認したところ、ノーマスク活動を行っている旅客がマスク、フェイスシールド、マウスシールド、その他鼻と口を常時覆うもの(以下、合わせて「マスク等」とい

います。)を未着用のまま本件航空機に搭乗したことを聞きました。対応のため当社の係員が機側に向かうこととなり、その応援のため、私も後れて機側に向かいました。

4 私が機側に到着した時、機側には、本件航空機のチャーターパーサーである久保田智恵美氏(以下「久保田乗務員」といいます。)及び当社の係員がいました。私達は、久保田乗務員から、ノーマスク活動をしていることは、マスク等未着用での搭乗が認められる「健康上の理由」としての「精神的な苦痛」を伴う場合には該当しないため、マスク等の着用指示に従わない場合は搭乗拒否になるのではないかと伝えられ、併せて、客室乗務員がマスク等の着用を依頼したにもかかわらず、原告らが大声をあげる等し依然としてマスク等を着用しないため、機内に入って対応してほしいとの要請を受けました。

5 かかかる要請を受け、私と当社の係員1名が原告らの座席に向かい、私は、原告らに対し、マスク等の着用を指示しました。しかし、原告は、「それは強制?要請?私は国土交通省に確認した。その録音を聞いて。」等と述べ、録音を再生し始めました。私は録音を聞こうと努めました。が、音声鮮明でなく録音内容を聞き取ることは難しかった上、録音を5分程度聞いたところで、高橋氏が座ったまま振り返り、「マスクをしないといけない法律があるの?何条何項に書いている?それを示してください」と等と私に話しかけてきましたので、録音を最後まで聞くことはありませんでした。

6 その後も原告らがマスク等の着用指示を拒否し続けたことから、私は、原告らに対し、「健康上の理由では無くマスクを付けない場合、降機していただきます。」と伝えると、高橋氏が「それは、脅迫罪にあたる。知っていますか。」と述べ、原告らは依然としてマスク等の着用に応じませんでした。なお、私が原告らと話し始めた当初は、原告らは大声を

あげてはいませんが、途中から原告らは段々とヒートアップして、最終的には大声になり、相次いで私を責め立てるような調子で話していました。なお、少なくともこの時点において、高橋氏は手にボイスレコーダーを持っていました。その後も、原告は繰り返し「強要罪である」と述べ、高橋氏は、法的根拠について問いたたず等しました。

7 そのため、私は、機側に警察官と共に待機していた、当日の釧路空港における旅客責任者であった当社の山田雄一氏（以下「山田係員」といいます。）に、警察官の臨場を求めたい旨要請し、午前10時30分頃、山田係員が警察官と共に、原告らの座席に到着しました。

8 そして、警察官が、原告らに対し、マスク等の着用は昨今の状況下では常識であり、マスク等を着用しなければ搭乗できないことから、マスク等を着用してほしいと話しましたが、高橋氏が、「マスクの着用は要請でありマスクの着用を義務付ける法律はない」、「マスクは着用しない」、「降機は法律上できない」、「法的根拠を示せ」等と大声で述べ、従前と同様の応答が繰り返されました。なお、私は、警察官と原告らとのやりとりを、通路を挟んだ反対側の座席の方で聞いていました。

9 なお、この間、警察官は久保田乗務員から命令書の雛形を受け取り、これを原告らに提示しましたが、高橋氏が「これは法律ですか？強要罪じゃないですか？」等と述べ、騒ぎが収まることはありませんでした。10 午前10時50分頃には、原告らに対し安全阻害行為等の中止命令に係る命令書が交付されました。久保田乗務員がその命令書を読み上げている間、私は、その様子を近くで見えていましたが、原告らは、久保田乗務員やその隣にいる警察官を映すような撮り方で、何枚もの写真を撮影していました。

11 上記命令が発令された後、原告は、「今出發しないと間に合わない。マスクを付けるからいいでしょ。」というような趣旨の発言をしました

が、これに対し山田係員が、「（マスクをつければいいというような）
そういう問題ではないので搭乗はできない」と述べ、搭乗を拒否する判
断をした旨を伝えました。

12 午前10時55分頃、山田係員の上記発言を受け、高橋氏は原告に
対し、「先生そしたら、このまま捕まりましょ。釧路にも良い弁護士知
ってますから。」と述べ、これに対し原告は「私は立場上捕まるわけに
はいかないから、あなたが。」等と二人で会話をしながら荷物をまとめ、
自ら座席を立て、マスクを着用しなまま降機しました。

以上